

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和2年2月5日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和 2 年 2 月 5 日

招 集 場 所 長与町議会第 1 委員会室

出席委員

委 員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	中 村 美 穂	委 員	内 村 博 法
委 員	河 野 龍 二	委 員	竹 中 悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	山 口 憲 一 郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	-----------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	議会事務局理事	富 永 正 彦
参 事	森 本 陽 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 会議規則等改正について
- (2) その他

開 会 1 5 時 4 1 分

閉 会 1 7 時 2 2 分

○委員長（岩永政則委員）

皆さん改めてこんにちは。先程の研修は大変お疲れさまでございました。最初の議会運営委員会の委員の皆さん方の視察ということで、全員にお集まりをいただいて状況をみんなで共有したらどうかということで、私の一方的な判断でございましたけれども、皆さん方に御案内を申し上げました。忙しいのに全員御出席をいただきまして改めてお礼を申し上げたいというふうに思います。

それではただいまから、定足数に達しておりますので、議会運営委員会を開催したいと思いますが、冒頭に日程等につきまして、2月10日に行うという通知を差し上げておりました。今日また改めて今日の分を差し上げておりましたが、なぜこう変わったのかということをやっと簡単に申し上げますと、12月3日に全協を開催しまして、それで12月24日までにこの基準等について、あるいは会議規則等の改正等を含めた説明をしておりました。基準等につきまして何か意見がないかと。あれば24日までということがありまして、そういう経過からしまして、2月10日に行いますと会議規則の改正等が長くなっていくということで、3月の議会の冒頭に委員会に会議規則の改正ということを提案するためには、2月10日の全協のあとにこの議会運営委員会を開催しますと、さらにまた全協を開催しなければいけないということになるわけでございますので、そういうことから大変勝手に申し訳なかったんですが、今日視察があるということで、その後に開催をさせていただければ次の2月10日の全協にこの結果を報告を再度できるということ等から、事務手続き等からいきますとスムーズにいくんじゃないかということで、大変勝手に申し訳なかったんですが、そういう経過をたどって本日の議会運営委員会になったということをして是非御理解をいただきたいというふうに思うわけでございます。いろいろ御意見もあろうというふうに思いますが、議案等について、演題につきまして先に会を進めさせていただきまして、何か御意見等があれば、のちにお伺いしたいと、協議をいただこうというふうに思っておりますので、どうぞよろしく御協力をいただきたいと思います。

最初に発委1号ということで、会議規則の改正の素案を事務局で整理をいたしてきたわけですが、そういうことで説明を事務局から求めますが、敢えて私から申し上げておきたいというふうに思うんですが、この前事務局と協議をする中で、今まで協議をしていただいたほかに、文言の整理等こうした方が良くないかということで、富永理事の方で再度検討した結果、今、提示をしておりますような文言の整理、それと従来から協議をいただいた条例の改正、これを含めたもので今日提案を申し上げますので、もう従来からのものだけに絞るのか、あるいはそうだなと、整理をした方が一番良いということでもしあれば、是非こういう形で御提案をさせていただいて、本会議に提案ができればということを含めて説明を申し上げますので、よろしくお願いをしたいと思います。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

お疲れさまです。ただいま委員長の方から説明もございましたけども、昨年の12月の全員協議会で今日配付したものを御持参くださいということでお願いをしておりましたけども、1枚目をめくっていただきまして、会議規則改正関係、第91条、それと第128条を改正しますということで、全員協議会で皆様にお伝えをしておったところでございます。今、委員長からお話がありましたように大きくはこの2つの改正でございますが、文言整理等も含めまして、いろいろございますので、説明をさせていただきたいと思います。現行の会議規則を御覧になりながらも結構ですけども、新旧対照表の方で御説明をさせていただきますので、よろしくお願ひします。まず目次の第17章でございます。こちらにつきましては、「協議または調整を行う場」を「全員協議会」に変えるということでの御了承はいただいておりますのでそのまま全員協議会に変わるというものでございます。第2条の2項、議員及び配偶者の出産のため出席できないときは日数を定めて欠席届を出すことができるという条項でございますけども、現行の標準会議規則が右側の今度改正ということになります。「配偶者の出産」というのを削る形になりますけれども、そもそも論として議員の出産休暇について特別に定めるために第2項は作られたものというふうに理解をしております。それまでは第1項「事故あるとき」で皆さん御承知だと思いますけども、第2項の出産のための出席できないときという、その出産のための欠席は本人に限るべきだということでの変更でございます。本人に限り、女性に限られますが、出産ですから。本人に限りその日数を定めて、事前に例えば産前で何週間休むとかそういう休みをとることができるということが本来の趣旨だということで考えまして、配偶者の出産のために3週間休むとか、そういうことは想定をしないということでございますから、ここは標準に合わせて、本人が出産のために休むときは日数を定めて期間として休むことができるというふうにするべきだということでの提案でございます。第5条につきましては「議決で決める」を「定める」と、これも標準会議規則に合わせるものでございます。第17条でございます。現行の左側ですが、修正の動議は発議者、第1項で2人以上の者の発議によらなければならないということになっておまして、この時点で2人以上の発議が義務づけられております。所定の発議者が2人以上ですから「発議者全員」と書く必要もなく、発議者である以上、3人であろうが5人であろうが全員書くのが発議者になり、書かなければ発議者になりえませんが、これも標準の会議規則に揃えて問題ないだろうということで、「全員」を削るという形でございます。それと、次の「議事日程」が3つ並んでます、縦に。右側「日程」に戻してありますが、これも標準会議規則の方に倣いまして、戻すものがございます。本文を見ていただければ、議事日程の作成ということではなくて、日程を作成することで議事日程ができ上がるという流れでございますので、ここも標準に合わせた方が正しいだろうということでの御提案です。めくっていただいて第36条でございますが、こちらの方は議題の宣告でございますので、現行「報告」と多分誤植だと思いますが、「報告」を「宣告」に変えます。次の51条の3は自由討議で、長与町オリジナ

ルの条項でございますけども、ここの質疑終結後、議長がついていうところからの後ろ、「必要と認めるときまたは動議があったときは」というところを「必要があると認めるときまたは議員から動議が提出されたときは、議長は討論を用いないで」というふうに変えるということでございます。こちらにつきましては、第22条とか25条、会議規則の本文にあります「議長が必要であると認めるとき」と文言の整合をとるための文言整理ということで御理解いただければと思います。次の第61条は「通告をしたもの」は、標準でも「者」になっておりますので漢字に変えます。それと、同じく第5項の質問は一问一答で行うという会議規則、これも長与町のオリジナルの条項でございますけども、一问一答で行うということにつきましては皆さん御承知かしれませんが、現行の長与町の一般質問のやり方というのは、最初に一括質疑をして一括答弁があって2回目以降再質問からが一问一答ということになっておりまして、本来一问一答に限るということになってくると、1問目の最初の質問から一问一答になるというのが本来の一问一答でございますので、現行のやり方是一問一答ではないということでございます。ですからこの条項は削除するということでの御提案です。それと次の81条の2起立でない者の取り扱いで「起立による表決において、起立しない者及び賛否が明らかでない者は否とみなす」というものが現行でございます。こちらにつきましては、81条の方で議長の採決については起立者の多少を認定して採決する形になっておりますので、起立しない人っていうのは全くその採決の条件には入ってこないの、会議規則上は必要ないだろうということで削除を考えております。併せてこの部分につきましては、現行うちの機会だよりの方に賛否表というものを掲載しております。それで賛否の丸マルバツを決定するためには、起立しなかった人は否とみなすと。恐らくそのこともあって会議規則に載せたんだらうということで考えておりますが、会議規則というのは本会議場の議会運営の規則でございますので、この81の2の条文は、今、皆さんと一緒に作っていただいております基準の方に移すのが適当ではないかなということで考えております。一応こちらでは削除ということで考えています。88条は文言の整理と申しますか、標準に合わせて同一の議題に変えることと、「数箇」という「箇」の漢字をこの「個」に変えるものでございます。次の第90条でございますけども、こちら「請願書の紹介の取消し」というものは誤りだということで、本則の方が「請願の紹介の取消し」となっておりますので、それに合わせるものでございます。そして次の第91条が「請願書の写しの配付」ということで、こちらにつきましては基準を作っている中で、皆さんと一緒にこういうふうに変えようということで、全員協議会でもお示しをしたところでございます。92条も同様でございます。それと98条が「その旨を」というのを「その旨議会に」ということでこちら標準会議規則に合わせております。103条も同様でございます。113条の「陳謝文」も同様でございます。最後のページがこちら全員協議会にお示しをしておりますけども、「協議または調整を行う場」を全部「全員協議会」に変えるということで、標準会議規則のとおり右側のように改めるものでござい

ます。以上が会議規則の改正案でございます。

続きまして、発委第2号の長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございますけども、こちらの方につきましては、前回全協でもお示しをしたところでございます。先程の会議規則の全員協議会128条が変わることによりまして、引用が変わるといことでの改正でございます。これはもう全員協議会でもお示しをしたとおりでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

それでは説明が終わりましたので、まず第1の会議規則の一部改正について、先程言いますように文言の整理等が一部ございましたけども、何か御質疑はありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今日またこの資料が出されて、少しびっくりしたって言うか、そもそもここまで会議規則を変えるっていう議論はしてないですよ。全員協議会だとかっていう部分は、この間確認してきた部分だったと思いますけども、文言整理も含まれてますけど、例えば第2条の「議員及び配偶者の出産のため」の「配偶者」を外すというところについては、今日議論すればいいっていう問題かもしれませんけども、私はこの間ここをこう変えようというところの確認だったのかなと思ったら新たにちょっと条項が増えてますんで。これ非常にどうなのかなと。やっぱりそこはもう少し議論すべきではなかったのかなと。冒頭委員長が3月の議会で会議規則の提案をしたいということで言われてた部分がありましたけども、そうであれば本当こう、ちょっと委員会前に同僚議員から言われてたもっと時間をとってやってもいいんじゃないかというふうな議論も確かにそうだなと。項目が増えるならですね。ちょっと増えてきたんで、例えばさっき第2条の「配偶者」、これなぜ「配偶者」を入れたかっていう経緯もちょっとよく考えないと。このときはこのときでこういう形でやろうというふうに多分なつたと思うんですよ。言われれば、じゃあそうなのか。ただ、今育休の問題だとか、その男性職員が育休をとるだとか議員もそうかもしれませんけども、そういう部分を含めてそういうふうな取りやすい環境をするためにも、こういう部分を入れたんじゃないかなっていうふうな経緯も考えられますんで、単純に言われる会議規則は本人に限るといふふうなところだけで、いわゆる割り切って削除しようというふうになっていいのかっていうのが、ちょっとこう、協議した方が良くないかなというふうに思いますんで。もう少しちょっと時間、今出されてじゃあ判断してくれって言われてもちょっと困るところがたくさんあるんで、もう少し時間を作っていただけたかなというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございます。冒頭に私からもつけ加えて説明、前にも申し上げましたが、今の説明のように標準会議規則に合わせるものがほとんどではあるんです、追加の分がですね。ただ言われるように、私も気付いておったんですが、議員だけに、この配

偶者の問題は今まで議論をしておりませんで、これは十分今日検討いただいて、もしもう外すなら外すように、あるいは入れるなら入れるように、今日結論をいただければいいなというふうに思って御提案を、説明を事務局もしたつもりで、十分その御議論いただきたいという趣旨で今日お願いをしておりますので、この点ちょっと議論をいただきたいというふうに思います。何か事務局からありますか。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

今話題に出た第2条の件ですが、先程も御説明を申し上げましたとおり、配偶者の出産のために日数を定めて、事前に休むことができると。今その話の中で育休の話も出ましたが、この条文で産休についても育休についてもどうとるのかっていうことは何も決めてない。決まってないんです。ですから、基本的には本人の出産については標準でも認めておりますとおり当然何週間になる、それも本当は決めないといけないですけども、期間を決めてということになっておりますので、そこはもう標準に合わせて、それ以外の部分については基準なり何なりでどういうふうな休み方をするんだっていうところまで議論が進まない、単純にここに配偶者の出産というのを入れたときにじゃあどう休めるのかっていう話です。例えば本人だったら、例えば産前の4週4週、8週8週という考え方もあると思いますけども、じゃあ配偶者が妊娠して出産間近だから私はどういう休み方になるのかということですね。そこで2週間とか3週間とかいう休みがとれるかということの定義も何もないまま、この会議規則だけがひとり歩きをしてる状態ですから、ここはもうストレートに標準に合わせて、その休み方を決めない限りは、具体的な謳い方はできないんじゃないかということでの御提案です。まずは、いろいろ要件が増えたということと言われましたけども、とりあえず今後、この場で決めていいものっていうものを決めていただいて、残ったものは残ったものでそれをどうするかっていうことを決めていただければいいかなということ考えます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに、内村委員。

○委員（内村博法委員）

今まで議論してきたのはいいんですけども、追加になった分。今の子産のケースとか追加になった分がどれとどれなのか。事務局の判断で追加にした部分。そのところを仕分けして説明していただければなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

追加の部分は、第2条の2。それと第5条、17条の2、21、22、25の文言を変えたところ。それと36条、51条の3。それと61条の4、5。で、81の2、88、90の見出し、98条が追加です。103条、113条が追加です。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

今、説明があったように、2点ないし3点しか今まで協議をしてきてないということなんです。この点、冒頭に言いましたように、その後の事務局で文言整理等をした方が良さだろうということがほとんどであるわけですが、問題は第2条の配偶者の問題、これはちょっと違うんじゃないのということを私自ら見たときに感じておりますので、先程申し上げますようにちょっとここで時間をとって御議論いただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。第2条の欠席の届け出の変更の提案を事務局が「配偶者」というのを消してということで標準会議規則に定めるということで提案をされたんですが、今いろいろ御議論をいただいたんですが、今回はもう従来どおり残して今回の改正には含まれないということにいたしたいと思いますが、異議ありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

最終的にさっきの休憩のときに話したことはまとまってないんじゃないですか。何か強引にまとめようとしてるけど。私は今委員長が言われたことに対しては反対ですよ。

○委員長（岩永政則委員）

それでは採決をしたいと思います。従来どおり現在は、議員及び配偶者の出産のためと。ちょっと待ってください。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

強引な採決というのは良くないと思うんですね。要は議会運営委員会というのは総意を持ってやるというのが基本なんです。特に議会運営委員会は。それで、私はさっき反対と言ったんだけど、総意をとるということで採決というのはふさわしくないと思う。

○委員長（岩永政則委員）

どうしても合意が得られなければ、採決しかないじゃないですか。何でも反対ということであって、誰かが1人だったら何でも事は進まないわけですよ。それが民主主義じゃないですか。そういうことで従来どおりするということですので。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今言われた民主主義ということは、ある程度話し合いを皆さんやって、そして皆さんの意見が出揃った中での採決であれば私はいいと思いますよ。それは当然、採決により、最終的にはそうだけど、その最終が今なのかということを僕は言ってるだけであって、この中でやっぱり基準でちゃんとしたことを決めていってから、ちゃんとした文章を作

った方が私は理想だなと思うからそういうこと言ってるだけであって、別にこれを全て絶対反対だということは言っていない。その進め方についての反対を言っているだけです。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を開催いたします。今議題になっております長与町議会会議規則を一部改正する規則については、内容としては92条の請願の委員会付託の件、それから128条の全員協議会のこと、これについては了解済みですので、91と92並びに128条の3点についてのみ改正の内容とするということが一つ。この議案の案を作成して、全議員に配布をして会議規則の改正について、別紙のような予定をしておりますということで、全員協議会の2月10日に説明を若干しますということで配布をします。それと議運の発委で行うということが3点目。それから最後の追加議案として提案をするという4点ですね。これで決定をしていいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

全員異議なしとして、このように取り計らいをさせていただきます。非常に長い時間ありがとうございました。

それから次に別紙にあります発委第2号の案なんですが、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する一部を改正する条例の件でありますけれども、別紙にあります第4条の4項。ここを改正をするということでございますので、何か質疑ありませんか。内村委員。

○委員（内村博法委員）

これ、施行が4月1日からなってますね。先程は公布の日からというふうになってるんですけども、この辺りの考え方というのは、長与町の法務関係とすり合わせた方が良いんじゃないかなと思うんですね、実施日を。この場合は4月1日からとなってるね。であれば、先程のような公布の日からなってるから、その辺りちょっと整理されて、これで正ならそれで私もいいと思うんですけども、その辺りは助言なんですけども、チェックされた方が良いんじゃないかなと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

御助言ありがとうございます。一応その辺は法制の方とも確認をして適切な日にちを入りたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに質疑ありませんかね。ないようでしたら、これも発委第2号として提案を第1号と同じようにするというので発送も含めてお願いをしたいということでございます。

異議ありませんかね。

(「異議なし」の声あり)

そしたらそのように取り扱いをさせていただきます。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。次回は2月10日の全協ののちに、また議運を予定どおり行うということで、内容については基準の見直しについてということで御協議をいただくということでお願いをしたいと思います。一応議題についてはこれで終わりたいと思いますが、議長からの申し入れがあります。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

2月10日に全協を開くということで、正式に町部局の方から来ましたので、よろしくをお願いをしたいと思います。内容につきましては、高田南土地区画整理事業の入札及び今後の計画についての説明があるそうですので、よろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

それでは以上をもって終了いたしますが、今日の会議冒頭お詫びを申し上げましたように、いろいろ不手際もありまして、申し訳なかったというふうに思います。なお、竹中委員から非常に貴重な意見をいただきまして心から御礼を申し上げたいというふうに思います。感謝をいたして、皆さん方今後ともよろしく御協力いただきますようお願いをして、本日の会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会 17時22分)